（法務省組織令の一部改正）

第七条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十一号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項中第四十二号を第四十三号とし、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二　法務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十五条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　法務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第六十五条中「第四条第三十七号」を「第四条第一項第三十七号」に改める。

（外務省組織令の一部改正）

第八条　外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十六号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同条中第三十七号を第三十八号とし、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七　外務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十九条第十九号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　外務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第九十三条第四項中「第四条第二十八号」を「第四条第一項第二十八号」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第九条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四十号中「行う金融破綻処理制度」を「行う金融破綻処理制度」に、「金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案」を「金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案」に改め、同条第四十四号中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条中第四十六号を第四十七号とし、第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六　財務省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十五条第一号中「こと」の下に「（総合政策課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十八条に次の一号を加える。

十一　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第二十条第一号中「金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案」を「金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案」に改め、同条第五号、第六号、第十号及び第十一号中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第七十一条中「財務省設置法（以下「法」という。）第四条第六十六号」を「法第四条第一項第六十四号」に改める。

附則第六条中「第四条第十六号」を「第四条第一項第十六号」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第十条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四十三号を第四十四号とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三　文部科学省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十六条第七号中「（政策課の企画及び立案に関するものを除く。）」を削り、「こと」の下に「（政策課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十八条に次の一号を加える。

七　文部科学省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「こと」の下に「（政策統括官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十一条第一項中第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定する自殺対策の大綱をいう。第百九条第十六号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

第十一条第二項中「第十三号まで及び第十八号」を「第十四号まで及び第十九号」に改める。

第十五条に次の一号を加える。

十七　厚生労働省設置法第三条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十九条第一項中「六人」を「七人」に改める。

第二十二条第五号中「こと」の下に「（政策統括官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百九条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　自殺対策の大綱の作成及び推進に関すること。

（農林水産省組織令の一部改正）

第十二条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　農林水産省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第四条中第十七号を第十八号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定する食育推進基本計画をいう。第三十二条第十一号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

第十六条第三号中「こと」の下に「（政策課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十八条に次の一号を加える。

十　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第三十条中「消費者行政課」を「消費者行政・食育課」に改める。